

◎新潟県告示第880号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成28年8月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大須戸休猟区

(1) 区域

村上市塩野町地内の一般県道荒沢塩野町線と一般国道7号との交点を起点とし、同国道を北に進み、村上市道葡萄大毎線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道5815号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、作業道との交点に至る。ここから同道を南東に進み、林道大須戸高根と林道沼との交点に至る。ここから林道沼を南に進み、市道5603号線との交点に至る。同市道を南に進み、県道荒沢塩野町線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,227ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

2 坂井・羽黒休猟区

(1) 区域

胎内市地内の県道荒川中条線の黒川橋を起点とし、胎内川左岸に沿って上流に進み、スッサキ沢を登り、同沢の砂防ダムに至る。ここから稜線を南に進み、トヤノ沢の砂防ダムに至る。ここから同沢を下流に進み、トヤノ沢橋に至る。ここから市道下赤谷鼓岡線を経て県道胎内二王子公園羽黒線を南に進み、市道鼓岡水上久保川線を通り、一般国道290号に至る。ここから同国道を南に進み、胎内市坂井地内で先納沢右側林道との交点に至る。ここから同林道を北西に進み、楡形山脈北東側稜線との交点に至る。ここから林道右側を北西に下って粘土採掘場に至る。ここから市道本町半山線に沿って進み、中条小学校前で一般国道7号との交点に至る。ここから同国道を東北東に進み、県道荒川中条線との交点に至る。ここから同県道を北に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 面積

1,355ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

3 上川休猟区

(1) 区域

長岡市川口地内の国道17号と主要地方道小千谷・川口・大和線の交点を起点とし、同国道を北西に進み、川口跨線橋にて1級河川松沢川との交点に至る。同川右岸を北西に進み、1級河川信濃川に至る。信濃川右岸沿いに進み、川口相川地内で小千谷市との境界線に至る。同境界線を東に進み国道17号を横断し、さらに北上し川口荒谷地内で県道小栗山・川口線を横断し、さらに東に進み川口峠地内で主要地方道小千谷・川口・大和線との交点に至る。同線を南下し、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,141ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

4 鯖石休猟区

(1) 区域

柏崎市大字野田地内の国道353号と県道柿崎小国線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み国道252号に至る。ここから同国道を南東に進み、更に県道小千谷大沢線との分岐点を経て南西に進み、県道野田高柳線との分岐点に至る。ここから同県道を北西に進み、国道353号に至る。ここから同国道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,995ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

5 津南原休猟区

(1) 区域

津南町駒返地内の国道117号線と一般県道中深見越後田沢停車場線の交点を起点として、ここから一般県道中深見越後田沢停車場線を十日町市倉俣方面に進み、町道駒返原町線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、市道大原幹線を経て広域農道中魚沼線に至る。ここから同農道を南に進み、越渡地内で一般県道秋成下船渡線との交点に至る。ここから同県道を南に進み林道秋山北線に至る。ここから同林道を南西に進み、国道405号線との交点に至る。ここから同国道を津南町大割野方面に進み、大割野地内で国道117号線との交点に至る。ここから同国道を十日町市方面に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,685ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

6 戸中休猟区

(1) 区域

佐渡市戸地地内の戸地川に架かる新戸地橋南詰めを起点とし、戸地川の左岸に沿って下流に進み、日本海波打際に至る。ここから波打際に沿って北東に進み、戸中、鹿の浦、南片辺の各集落を経て石花川河口に至る。ここから石花川右岸を上流に進み、金北山鳥獣保護区との境界線に至る。ここから同境界線に沿って南西に進み、戸地川に至る。ここから戸地川左岸を下流に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,354ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで